

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人京都大学の役員員の報酬・給与等について

### 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

理事の報酬については、個別の業績評価を考慮し決定することとしている。  
 なお、役員賞与は、役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案して増額または減額することがあると定めている。

#### 役員報酬基準の改定内容

法人の長	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・俸給月額を0.2%引下げた。(12月から)</li> <li>・賞与の引下げを行った。(6月期:0.05月分 12月期:0.10月分) (平成22年12月期は0.15月分)</li> </ul>	}
理事	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・俸給月額を0.2%引下げた。(12月から)</li> <li>・賞与の引下げを行った。(6月期:0.05月分 12月期:0.10月分) (平成22年12月期は0.15月分)</li> </ul>	}
理事(非常勤)	{	該当者なし	}
監事	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・俸給月額を0.2%引下げた。(12月から)</li> <li>・賞与の引下げを行った。(6月期:0.05月分 12月期:0.10月分) (平成22年12月期は0.15月分)</li> </ul>	}
監事(非常勤)	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤役員手当を0.2%引下げた。(12月から)</li> </ul>	}

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 22,130	千円 14,760	千円 5,694	千円 1,476 (都市手当) 200 (通勤手当)			
A 理事	千円 16,551	千円 11,020	千円 4,293	千円 1,102 (都市手当) 135 (通勤手当)			
B 理事	千円 16,748	千円 11,020	千円 4,251	千円 1,102 (都市手当) 375 (通勤手当)			
C 理事	千円 16,397	千円 11,020	千円 4,251	千円 1,102 (都市手当) 24 (通勤手当)			

D 理事	千円 16,464	千円 11,020	千円 4,293	千円 1,102 (都市手当) 49 (通勤手当)		
E 理事	千円 6,380	千円 3,676	千円 2,117	千円 422 (都市手当) 164 (単身赴任手当)	7月30日	
F 理事	千円 8,286	千円 5,514	千円 2,196	千円 551 (都市手当) 24 (通勤手当)	9月30日	
G 理事	千円 8,225	千円 5,514	千円 2,092	千円 551 (都市手当) 67 (通勤手当)	9月30日	
H 理事	千円 11,195	千円 7,344	千円 2,275	千円 1,248 (都市手当) 328 (単身赴任手当)	8月1日	
I 理事	千円 8,300	千円 5,506	千円 2,159	千円 550 (都市手当) 84 (通勤手当)	10月1日	
J 理事	千円 8,276	千円 5,506	千円 2,159	千円 550 (都市手当) 59 (通勤手当)	10月1日	
A 監事	千円 13,103	千円 8,704	千円 3,357	千円 870 (都市手当) 171 (通勤手当)		
B 監事 (非常勤)	千円 1,330	千円 1,269	千円 0	千円 60 (通勤手当)	4月1日	

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「都市手当」とは、地域の民間賃金水準を報酬(給与)に反映するように、物価等を踏まえて支給されているものである。

注3:「前職」欄の「」は独立行政法人等の退職者であることを、「」は役員出向者であることを示す。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 6,203 (58,128)	年 月 4 6 (38 6)	9月30日	1.0	当該理事に係る業績評価の結果が標準(1.0)であったため増額及び減額なし	
理事B	千円 2,757 (57,628)	年 月 2 0 (35 0)	9月30日	1.0	当該理事に係る業績評価の結果が標準(1.0)であったため増額及び減額なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:理事A及びBについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項  
人件費管理の基本方針

定員(人数)と予算(金額)により人件費管理をしている。  
効率化係数による人件費の削減及び行政改革の重要方針に基づく総人件費改革の5%削減に対応して、定員削減等の雇用調整や戦略的な定員の再配置、事務組織の改革、業務の簡素化・合理化等事務改革を方針として定めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

法人化移行時に本学の方針として、給与に関しては国に準拠すると定めており、俸給表及び諸手当制度については国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の支給率の決定、昇給・昇格の実施については、能力・実績を重視した人事給与制度を行っている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当(査定分)	期間内における職員の業績を評価し、勤務成績に応じた支給率になるよう実施している。
昇給	昇給期間における勤務成績により実施している。
昇格	長期的な期間(3年)における勤務成績を加味して実施している。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

国に準拠して以下の改正を行った。

1) 俸給の改訂(12月から)

- ・ 俸給月額の下げ(0.1%)
- ・ 俸給の切替に伴う経過措置額の下げ(0.17%)
- ・ 俸給の調整額の調整基本額の引き下げ  
(一般職俸給表(一)2級、6級・専門業務職俸給表1級・医療職俸給表(一)4級、6級・医療職俸給表(二)5級のみ 100円引下げ)
- ・ 55歳を超える教職員(一般職俸給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の教職員を除く)について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を減額(1.5%)

2) 諸手当の改正

- ・ 期末・勤勉手当の引下げ(6月期:0.05月分 12月期:0.15月分)  
(平成22年12月期は0.20月分)
- ・ 期末特別手当の引下げ(6月期:0.05月分 12月期:0.10月分)  
(平成22年12月期は0.15月分)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	4,402人	44.7歳	7,563千円	5,626千円	125千円	1,937千円
事務・技術	1,168人	41.0歳	5,603千円	4,229千円	137千円	1,374千円
教育職種 (大学教員)	2,611人	47.7歳	8,954千円	6,620千円	128千円	2,334千円
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	465人	37.6歳	5,193千円	3,917千円	79千円	1,276千円
医療職種 (病院医療技術職員)	141人	41.4歳	5,700千円	4,290千円	120千円	1,410千円
指定職種	6人	62.2歳	15,224千円	11,408千円	229千円	3,816千円
技能・労務職種	11人	54.8歳	5,535千円	4,140千円	106千円	1,395千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	324	33.1	4,181	3,217	87	964
事務・技術	32	56.0	4,305	3,201	109	1,104
教育職種 (大学教員)	38	45.8	6,505	4,902	145	1,603
医療職種 (病院医師)	21	30.5	2,732	2,732	77	0
医療職種 (病院看護師)	173	27.8	3,838	2,916	49	922
医療職種 (病院医療技術職員)	58	28.4	3,926	3,054	155	872
技能・労務職種	該当なし					
教育職種 (外国人教師等)	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4:「技能・労務職種」とは、特定の技能業務、労務作業に従事する職種を示す。

注5:非常勤職員の「教育職種(外国人教師等)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

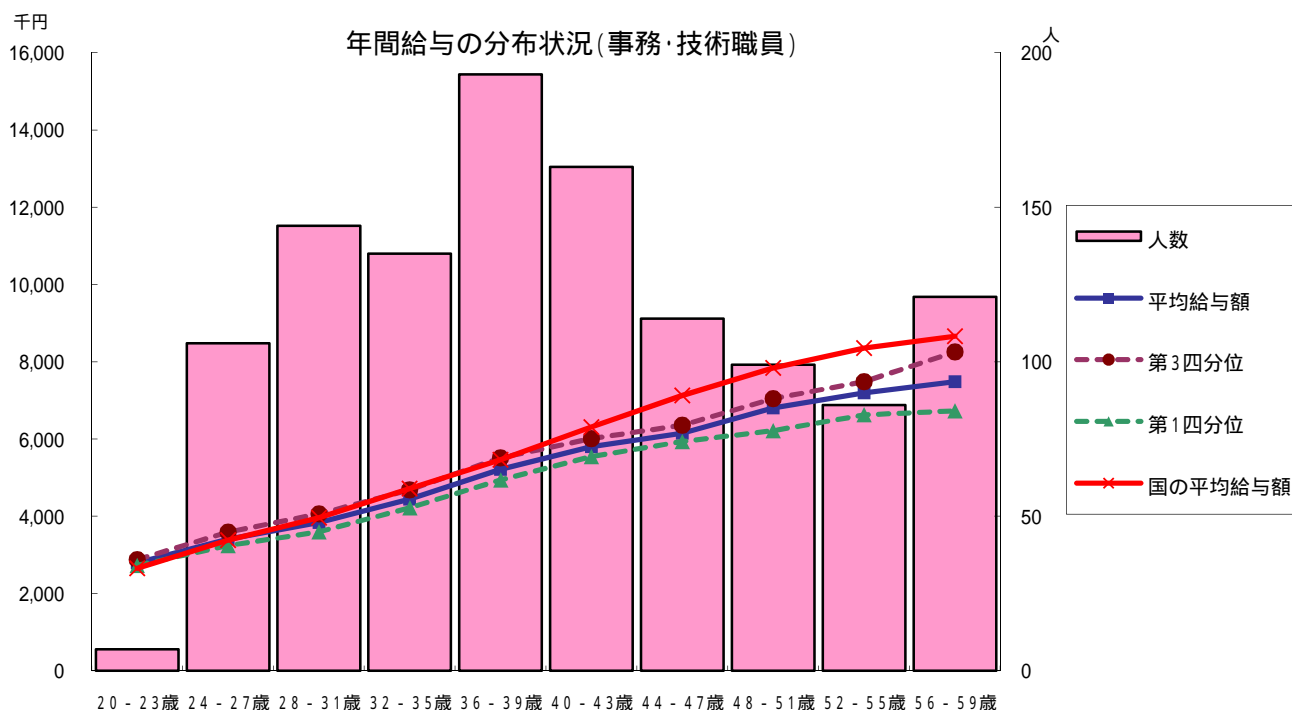
[年俸制適用者]

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	614	39.4	6,111	6,111	0	0
事務・技術	83	50.7	5,379	5,379	0	0
教育職種 (大学教員)	297	40.0	7,273	7,273	0	0
医療職種 (病院医師)	8	38.9	6,075	6,075	0	0
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
技能・労務職種	該当なし					
教育職種 (外国人教師等)	5	38.5	8,760	8,760	0	0
特定研究員	221	34.3	4,767	4,767	0	0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っている。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

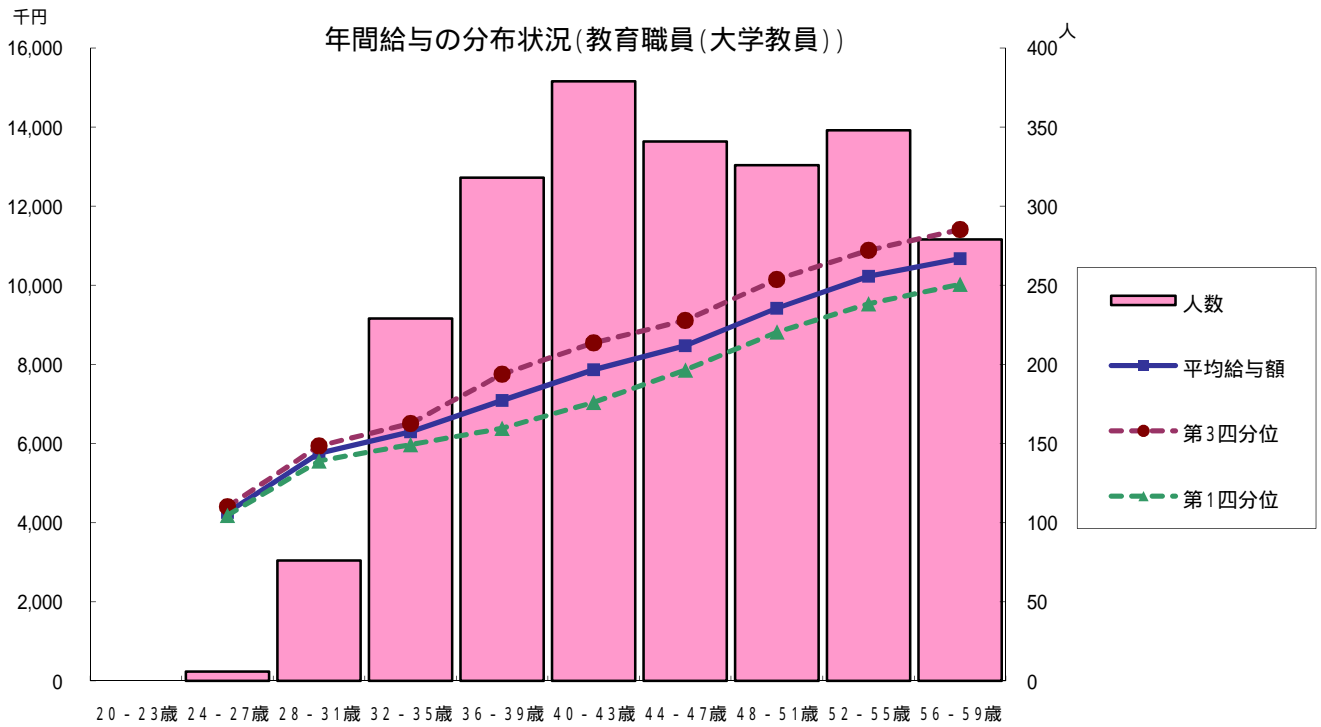


注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	14	56.6	8,772	9,580	9,957		
課長	65	54.4	8,145	8,272	8,657		
専門員	122	52.0	6,685	6,916	7,191		
専門職員	394	44.8	5,541	5,944	6,295		
主任	217	39.9	4,741	5,222	5,748		
係員	356	30.6	3,476	3,914	4,218		

注：「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。

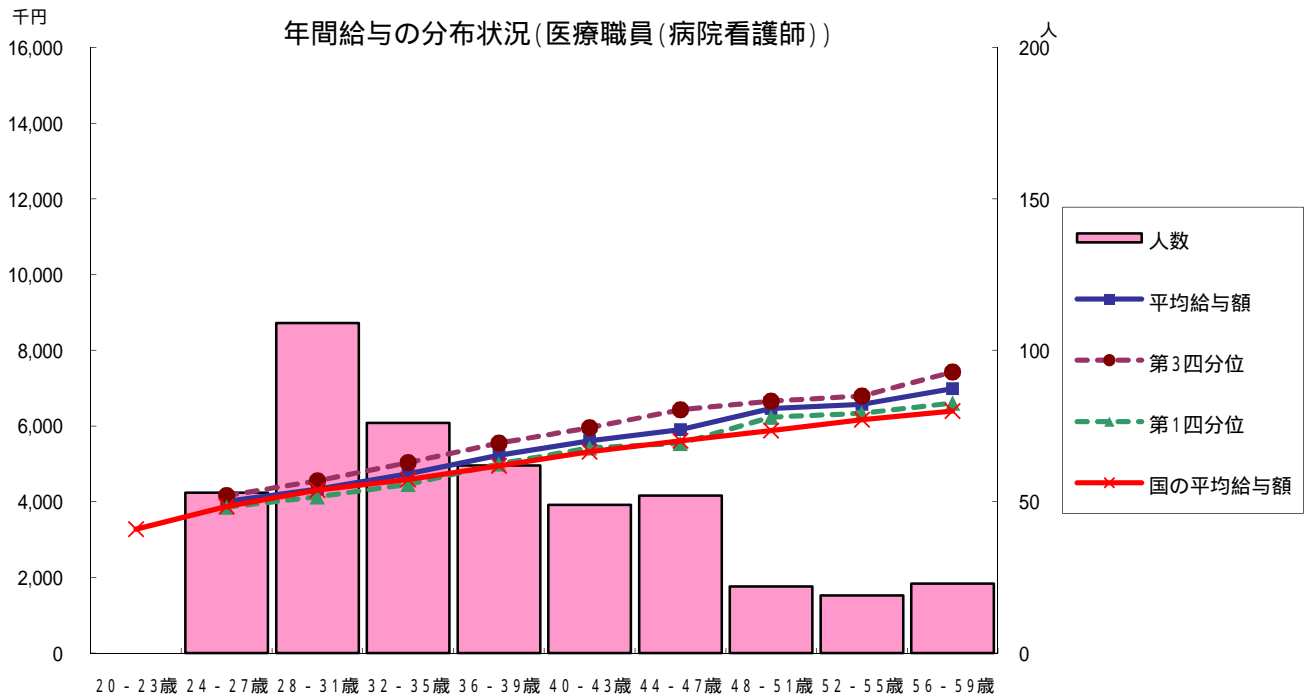


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	995	55.3	10,101	11,366	10,848	11,366	11,366
准教授	736	45.8	8,190	9,065	8,575	9,065	9,065
講師	142	44.2	7,340	8,393	7,877	8,393	8,393
助教	724	39.6	6,104	7,007	6,543	7,007	7,007
助手	4	46.5	-	-	6,146	-	-
教務職員	10	51.3	5,379	6,295	5,934	6,295	6,295

注: 助手の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の

第1・第3分位については表示していない。



(医療職員 (病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		-	-	-	-	-
副看護部長	4	52.3	-	-	7,363	-	-
看護師長	119	44.5	5,450	6,136	6,136	6,683	
看護師	338	34.8	4,166	4,719	4,719	5,201	
准看護師	3	58.5	-	-	5,599	-	-

注1: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されることから、「平均年齢」以下の事項については表示していない。

注2: 副看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ4人、3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任	専門職員 主任	専門員 専門職員	課長 専門員	課長	部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	1,168	140 (12.0%)	254 (21.7%)	519 (44.4%)	139 (11.9%)	71 (6.1%)	37 (3.2%)	6 (0.5%)	2 (0.2%)	0 (%)	0 (%)
年齢(最高 ~最低)		41~21	46~27	59~35	59~43	59~39	59~48	59~40	~	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		3,399~ 1,938	4,025~ 2,494	5,359~ 3,009	6,210~ 4,324	6,761~ 4,660	7,287~ 6,129	7,788~ 7,241	~	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)		4,250~ 2,586	5,119~ 3,304	7,060~ 4,059	8,064~ 5,867	8,746~ 6,323	9,527~ 8,169	10,465~ 9,776	~	~	~

注:8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	2,611	10 (0.4%)	729 (27.9%)	146 (5.6%)	732 (28.0%)	994 (38.1%)	0 (%)
年齢(最高 ~最低)		59~34	63~24	63~29	63~31	68~38	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,944~ 3,704	6,248~ 3,076	7,070~ 3,703	8,019~ 4,480	13,838~ 5,596	~
年間給与 額(最高 ~最低)		6,611~ 4,935	8,240~ 3,984	9,490~ 4,782	10,594~ 5,970	17,438~ 7,797	~

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	465	3 (0.6%)	338 (72.7%)	80 (17.2%)	39 (8.4%)	5 (1.1%)	0 (%)	0 (%)
年齢(最高 ~最低)		59~57	59~24	59~31	59~37	58~42	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,401~ 4,081	4,995~ 2,721	5,483~ 3,197	5,738~ 3,920	6,106~ 4,642	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)		5,740~ 5,423	6,721~ 3,607	7,266~ 4,404	7,738~ 5,365	8,171~ 6,394	~	~



賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員)  
/ 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.5%	65.0%	63.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.5%	35.0%	36.2%
	最高～最低	49.0～34.1%	48.3～30.8%	48.6～32.4%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.3%	66.5%	65.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.7%	33.5%	35.0%
	最高～最低	41.9～30.9%	38.4～29.4%	38.8～30.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	61.1%	63.3%	62.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.9%	36.7%	37.8%
	最高～最低	51.7～34.3%	48.9～31.0%	48.8～32.6%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.7%	66.7%	65.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.3%	33.3%	34.8%
	最高～最低	49.1～31.8%	42.3～28.6%	45.5～31.6%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般 職員	一律支給分(期末相当)	62.8%	65.4%	64.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.2%	34.6%	35.9%
	最高～最低	41.9～33.3%	38.4～30.1%	40.1～31.7%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

90.9

対他の国立大学法人等

103.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

103.8

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

104.5

対他の国立大学法人等

105.4

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	90.9
	参考	地域勘案 93.8 学歴勘案 89.5 地域・学歴勘案 93.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 51.3% (国からの財政支出額 75,083百万円、支出予算の総額 146,351百万円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は51.3%となっているが、累積欠損はなく、上欄の主務大臣の検証結果からみて、給与水準は適切であると考えられる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)	
	職員の給与水準については、引き続き適切な給与水準となるよう配慮していきたい。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	104.5
	参考	地域勘案 100.0 学歴勘案 103.5 地域・学歴勘案 100.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域手当が様々な支給割合の国家公務員に対し、本学病院の都市手当(地域手当)10%と比較していること、平成22年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」の医療職俸給表(三)によると、最終学歴が大卒3.6%、短大卒84.3%、高校卒12.1%であるのに対し、本学は大卒19.8%、短大卒80.0%、高校卒0.2%であり、国と比べて初任給決定基準学歴が高いこと、また同調査の「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」の医療職俸給表(三)によると、1級(准看護師)の構成割合が12.7%であるのに対し、本学は0.5%であり、国と比べて著しく1級(准看護師)職員の構成比が異なること、この三つの主な要因により、対国家公務員の指数を上回ったと考えられる。 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員と同水準となっていること等から給与水準は適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 51.3% (国からの財政支出額 75,083百万円、支出予算の総額 146,351百万円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は51.3%となっているが、累積欠損はなく、上欄の主務大臣の検証結果からみて、給与水準は適切であると考えられる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)	
	職員の給与水準については、引き続き適切な給与水準となるよう配慮していきたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

101.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成22年度) からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 39,127,241	千円 40,019,187	千円 (%) 891,946 ( 2.2%)	千円 (%) - (- %)
退職手当支給額 (B)	千円 2,186,274	千円 4,209,307	千円 (%) 2,023,033 ( 48.1%)	千円 (%) - (- %)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 17,983,258	千円 16,907,624	千円 (%) 1,075,634 (6.4%)	千円 (%) - (- %)
福利厚生費 (D)	千円 6,602,190	千円 6,278,617	千円 (%) 323,573 (5.2%)	千円 (%) - (- %)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 65,898,963	千円 67,414,735	千円 (%) 1,515,772 ( 2.2%)	千円 (%) - (- %)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額について、前年度比がマイナス2.2%となった要因については、昨年の人事院勧告に準拠した給与制度の改正等が考えられる。

退職手当支給額について、前年度比マイナス48.1%となった要因については、教員の定年延長による支給人員の減が考えられる。

非常勤役職員等給与について前年度比がプラス6.4%となった要因については、外部資金による特定有期雇用教職員等の雇用の増加が考えられる。

福利厚生費について、前年度比プラス5.2%となった要因については、共済組合の介護掛金率及び長期掛金率並びに雇用保険料率の引上げによることが考えられる。

結果として、最広義人件費については、前年比マイナス2.2%となった。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みについては、中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととしており、目標達成の措置として、中期計画において、平成18年度からの5年間に、5%以上の人件費削減を行うこととしている。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することとしている。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	44,134,027	42,046,289	40,946,686	41,035,318	40,019,187	39,127,241
人件費削減率 (%)		4.7	7.2	7.0	9.3	11.3
人件費削減率(補正值) (%)		4.7	7.9	7.7	7.6	8.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与と改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%、1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項  
特になし